

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年7月2日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第50号

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第39号）の施行期日は、令和7年12月1日とする。